

議 案 名	富士見市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について
制 定 趣 旨	<p>地方公務員法第28条第4項において、職員は、同法第16条に規定する欠格条項に該当するに至ったときは、条例に特別の定めがある場合を除き、その職を失うこととされています。</p> <p>この規定に基づき、職員の失職の特例を定めるため、富士見市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和32年条例第8号）の一部を改正するものです。</p>
制 定 内 容	<p>第5条を第6条とし、新たな第5条として失職の特例に関する規定を追加します。</p> <p>第1項では、「禁錮の刑に処せられた職員のうち、その刑に係る罪が過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予された者については、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとするができる」こととする失職の特例を規定するものです。</p> <p>第2項では、第1項の規定により失職を免れた場合であっても、執行猶予の言渡しを取り消された場合には、当該取消しの日にその職を失うものとする内容の規定となっています。</p> <p>そのほか、題名改正等必要な整理を行います。</p>
施 行 日	公布の日

富士見市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和32年条例第8号）新旧対照表

新	旧
<p><u>富士見市職員の分限に関する条例</u> (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条第3項及び第4項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職及び休職の手続及び効果並びに職員の失職の特例に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(失職の特例)</u></p> <p><u>第5条 任命権者は、禁錮の刑に処せられた職員のうち、その刑に係る罪が過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予された者については、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとすることができる。</u></p> <p><u>2 前項の規定によりその職を失わないものとされた職員がその刑の執行猶予の言渡しを取り消されたときは、当該取消しの日にその職を失う。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第6条 (略)</p>	<p><u>富士見市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例</u> (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条第3項_____の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職及び休職の手続及び効果_____に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第5条 (略)</p>